

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1637番地4

氏名 株式会社江里口造園
代表取締役 江里口 義章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年（2021年）1月25日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）1月24日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・
コンクリートくず・陶磁器くず 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破碎施設（固定式及び移動式）	破碎施設（固定式）
産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉6408番133	小城市小城町岩蔵字新鹿倉6408番139
設置年月日	平成14年3月19日	平成21年4月23日
処理能力	264t/日	廃プラスチック類 : 1.8t/日 紙くず : 1.8t/日 繊維くず : 4.3t/日 ゴムくず : 4.2t/日 金属くず : 1.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず・ 陶磁器くず : 3.2t/日
許可年月日	平成14年2月8日	
許可番号	佐賀県指令13廃第7号	

種類	破碎施設（移動式）
産業廃棄物の種類	木くず
保管場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉 6 4 0 8 番 1 4 0
設置年月日	平成 2 5 年 9 月 2 5 日
処理能力	1 9 6 t / 日
許可年月日	平成 2 5 年 8 月 3 0 日
許可番号	佐賀県指令 2 5 循環第 4 号

3. 許可の条件

破碎施設を移動して使用する場合は、県内の排出事業場内での作業に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 1 月 2 5 日 更新許可 以下余白

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

無

許可の状況

(産業廃棄物処分量)

氏名	株式会社江里口造園	許可番号	04121051264
住所	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1637番地4	電話番号	0952-28-7447
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
許可内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可 変更届	平成13年 1月25日 平成14年 3月22日	4121051264	中間処理業（破碎） 破碎施設の入れ替えによる能力の変更 (8.0m ³ /時間 → 264t/日(8時間))
更新許可 変更届 変更許可	平成18年 1月25日 平成18年10月 4日 平成21年 6月17日	04121051264	住所及び事務所の変更 破碎施設の増設及び廃棄物の種類（紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）の追加
更新許可 変更届 変更届 変更届 更新許可 変更届	平成23年 1月25日 平成24年 5月11日 平成25年 9月30日 平成28年 1月15日 令和 3年 1月25日 令和 3年 4月 9日		代表者の変更 破碎施設（196.8t/日）の追加 産業廃棄物の保管場所の変更 保管施設に係る変更

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。